

半田市小中学校各種大会等参加旅費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内の小中学校の児童又は生徒が、教育活動の一環として各種大会等へ参加する際に要する経費に対して補助金を交付することにより、保護者等の負担軽減及び教育の振興を図ることを目的とする。

（補助の対象等）

第2条 補助対象となる各種大会は、児童生徒については郡大会以上の大会とし、引率の教職員等については全国大会とする。

2 補助対象となる人員は、選手については登録人員とする。ただし、郡大会については、半田市就学援助費事務取扱要綱第2条に規定する児童生徒とする。

3 引率の教職員等については、監督等必要最小限の人員とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、対象となる大会に係る交通費及び宿泊費（1人1夜につき12,000円を上限とする。）の実費その他の経費のうち、市長が認める額とする。ただし、引率の教職員等に交付する額については、補助金の対象となる経費の1/2を限度とする。

2 市長は、宿泊所が指定されている場合その他の事情により特に認めた場合は、前項に規定する宿泊費の上限額を超える額の補助金を交付することができる。

（補助金の交付申請）

第4条 学校長等は、補助金の交付を受けようとするときは、半田市小中学校各種大会等参加旅費補助金交付申請書（別紙様式。以下「申請書」という。）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）領収証

（2）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を学校長等に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

2 申請書は、当該年度の4月1日から9月30日までの大会については9月30日、10月1日から翌年の3月31日までの大会については3月31日までに提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別紙様式（第4条関係）

年 月 日

半 田 市 長 様

申請者

半田市小中学校各種大会等参加旅費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

大 会 名			
種 目			
期 日	令和 年 月 日～令和 年 月 日（ 日間）		
場 所			
経 路			
参 加 者 氏 名	〔計 名〕		
参 加 者 必 要 旅 費	〔片道 円〕×2×〔 人〕×〔 日〕 =〔 円〕		A
大 会 参 加 費	円 × 人（チーム） = 円		B
参 加 者 宿 泊 費			
楽 器 搬 送 費	円 D		
引 率 者 氏 名			

＊ 全国大会については、引率者にも補助がありますので、下記へご記入下さい。

引 率 者 必 要 旅 費	〔片道 円〕×2×〔 人〕×〔 日〕 ×（補助対象として）1/2 = 〔 円〕		E
引 率 者 宿 泊 費	〔 円〕×〔 人〕×〔 泊〕 ×（補助対象として）1/2 = 〔 円〕		F

補 助 金 合 計	円 （ A+B+C+D+E+F ）		
-----------	-------------------	--	--